

## ブルネイの意匠に関するハーグ協定加盟について

2013年10月17日  
ジェトロ・バンコク事務所

9月28日、ブルネイ経済開発委員会（BEDB）は、9月24日にブルネイが意匠の国際登録にかかるハーグ協定（ジュネーブ・アクト）に加盟した旨、ウェブサイトなどを通じて発表した<sup>i</sup>。同発表の概要は以下のとおり。

ハーグ協定（ジュネーブ・アクト）の批准した協定書は、AbuSufian Hj Ali ジュネーブ常駐国連大使により、ジュネーブで開催された WIPO の一般総会の機会を利用して、ブルネイの WIPO の事務局長に寄託された。

ブルネイは ASEAN メンバー国の中でシンガポールに次いで二番目にハーグ協定に加盟した。このハーグ協定への加盟は ASEAN 経済共同体（AEC）の知的財産権アクションプラン 2011～2015 の下、ブルネイが公約していたものである。ASEAN を知的財産を介して革新的で競争力のある地域にするという目的に従って、ASEAN 地域のメンバーとして、ブルネイは AEC2015 という大望の実現に向かうという国の公約に従った。

ジュネーブ・アクトは、意匠の創作者と所有者に対して、指定された国で、意匠の保護を保証し、維持するための一の国際登録を介した簡易、かつ迅速で経済的な手続きを提供する。ハーグシステムはハーグ協定の国、及び/または政府間機関に意匠を登録する仕組みを提供し、そして、スイスのジュネーブにある世界知的財産機関（WIPO）により管理される。

ハーグシステムは、意匠の所有者がひとつの出願を、単一の言語、単一の通貨（スイスフラン）による料金支払いで WIPO の国際事務局に提出することで、複数の国における保護を得ることができるようにする。国際登録されると、各国庁に直接登録されたかのように指定された各国において同様の効果が発生する。ハーグシステムは、WIPO の国際事務局への一の手続きで、その後の変更の記録や登録の更新を行うことが可能となるので意匠の登録の管理を簡素化する。

BEDB 下のブルネイ知的財産庁は 2013 年 12 月 24 日に発効予定のハーグシステムの管理について責任を負う。

以上

本内容は、日本貿易振興機構が 2013 年 10 月現在入手している情報に基づくものであり、その後の法律改正などによって変わる場合があります。また、掲載した情報・コメントは当該機構の判断によるものですが、一般的な情報・解釈がこの通りであることを保証するものではないことを予めお断りします。

<sup>i</sup> BEDB ウェブサイトの該当記事（英語）

[http://www.bedb.com.bn/news\\_readmore.php?id=301](http://www.bedb.com.bn/news_readmore.php?id=301)